

発議第2号

伊勢市議会委員会条例の一部改正について

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

平成27年3月20日

議会運営委員会

委員長 西山 則夫

伊勢市条例第 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務政策委員会の項中「所管に属する事項」の次に「（情報戦略局にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）」を加え、同表教育民生委員会の項中「環境生活部」を「情報戦略局、環境生活部」に改め、「所管に属する事項」の次に「（情報戦略局にあつては、大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。）」を加える。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の伊勢市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の伊勢市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

（説 明）

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、常任委員会の所管について改めるとともに、所要の規定の整備等を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (常任委員会の所属等)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務政策委員会(定数10人)</p> <p>検査室、総務部、危機管理部、情報戦略局、環境生活部(環境課及び清掃課を除く。)、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項(情報戦略局にあっては、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱(以下「大綱」という。)</u>及び同法第1条の4に規定する総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)に関する事項を除く。)並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>教育民生委員会(定数9人)</p> <p><u>情報戦略局、環境生活部(環境課及び清掃課に限る。)</u>、健康福祉部、厚生福祉事務所、市立伊勢総合病院及び教育委員会の所管に属する事項(情報戦略局にあっては、<u>大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。)</u></p> <p>産業建設委員会(定数9人)</p> <p>産業観光部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>第3条～第19条 略 (出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法律に基づく</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため委員会に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第21条～第31条 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員会の所属等)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務政策委員会(定数10人)</p> <p>検査室、総務部、危機管理部、情報戦略局、環境生活部(環境課及び清掃課を除く。)、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>教育民生委員会(定数9人)</p> <p><u>環境生活部(環境課及び清掃課に限る。)</u>、健康福祉部、厚生福祉事務所、市立伊勢総合病院及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>産業建設委員会(定数9人)</p> <p>産業観光部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>第3条～第19条 略 (出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法令又は条例に基づく</u>委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため委員会に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第21条～第31条 略</p>